

保険会社の資本規制について

- ・第3回の有識者会議において、機関投資家への投資促進策として自己資本比率規制にかかる議論がございましたが、機関投資家である保険会社の資本規制について、2点補足させていただきます。

<1点目：保険会社の国際的な資本規制の状況について>

- ・銀行に対する国際的な資本規制（バーゼル規制）については、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）におけるバーゼル3に関する最終的な合意成立（2017年）を経て、現在は各国における適用フェーズと認識しております。一方、保険会社に対する国際的な経済価値ベースの資本規制（ICS）については、現在、保険監督者国際機構（IAIS）において、2025年からの各国での適用に向けて策定が進められている状況にあります。
- ・したがって、国際的な資本規制について、銀行と保険会社ではフェーズが異なると理解しております。

<2点目：欧州における保険会社の資本規制の状況について>

- ・欧州では、2016年から保険会社の経済価値ベースの資本規制であるソルベンシーⅡが適用されています。特定の政策目的を達成するための手段として資本規制が活用されている事例もあり、欧州ではインフラ投資や長期株式投資に係るリスク係数を緩和する措置が導入されております（下表ご参照）。

【表：ソルベンシー2における株式リスク係数（※1）】

		ソルベンシー2	（ご参考）ICS
先進国株式		39%	35%
うち 非上場	欧州域内	39%	49%
	非欧州	49%	
新興国株式		49%	48%（非上場は49%）
インフラ投資（プロジェクト向け）		30%	（設定なし（※2））
インフラ投資（企業向け）		36%	
長期保有株式		22%	（設定なし）

（※1）通常の株式投資、インフラ投資、長期保有株式について抽出

（※2）IAISは現在リスク係数の引き下げの要否について検討中

（出所）EIOPA「BACKGROUND DOCUMENT ON THE OPINION ON THE 2020 REVIEW OF SOLVENCY II」、IAIS「Instructions for the April 2020 Insurance Capital Standard (ICS) Data Collection Exercise of the Monitoring Period Project」より明治安田生命作成

以上